

障がいのある学生への支援に関する基本方針

1. 基本理念

愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、建学の精神を基盤として、自分の可能性に挑戦し、協働の場で主体的に活躍できる人材の育成を目標に掲げ、教職員が一体となって「修学・学生生活・進路支援」に取り組んでおり、ダイバーシティ（多様性）推進の一つとして、自主性を尊重しつつ、障がい学生に対しても障がいのない学生と平等に学生生活を送れるよう、必要かつ適切な支援と合理的配慮を行う。

2. 支援対象学生の定義

支援対象の障がいのある学生とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にいう「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁等により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」本学入学希望者及び本学学生のうち、障害者手帳若しくは障がいがあることを示す診断書等を有する者又は本学が支援の必要性を認めた者で、本人が支援を受けることを希望した者をいう。

3. 合理的配慮に基づく支援

合理的配慮とは、障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、本学が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、本学と障がいのある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に基づく支援を行う。ただし、配慮の合理性の判断にあたっては、体制面・財政面において均衡を失した又は過重な負担とならないものであることを考慮する。

4. 本学の合理的配慮に含まれないもの

- (1) 本学の教育活動の目的・内容・機能を損なう可能性のあるもの。
- (2) 物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約、及び事務・事業規模の制約等によって実現が不可能なもの。
- (3) 本学の財務状況に照らして、負担が過大となるもの。
- (4) その他、要請のあった支援がどうしても困難と判断されるもの。

5. 理解促進・意識啓発

障がいを理由とする差別の解消の促進を図るため、学生・教職員に対し、必要な研修・啓発を行う。

6. 情報公開

本学は、障がいのある学生への支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を公表する。